

全国柔整師協会 会員の皆様

奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課長

福祉医療費助成制度における現物給付対象年齢拡大の実施について（依頼）

平素は本県の福祉行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度本県全市町村におきまして、下記のとおり福祉医療費助成制度の改正を予定しております。

つきましては、施術所窓口でご対応いただく際のフローチャートを作成しましたので、本紙裏面をご確認の上、8月よりご対応いただきますようお願いいたします。

ご不明点等ございましたら下記連絡先までお問合せください。ご多忙の折りにお手数をお掛けし大変恐縮ではございますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象医療制度

子ども医療費助成制度、心身障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度

2 改正内容

（県内全市町村）18歳年度末までの現物給付拡大

【現行】（奈良市のみ）15歳年度末まで現物給付

（奈良市以外）6歳年度末まで現物給付

- ・ 制度改正により取り扱いが変更するのは、柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金相当額の助成に関するものです。
- ・ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の一部負担金相当額の助成につきましては、受給者が市町村の窓口で助成金の支給を申請する方式を採用しておりますが、こちらについて制度改正による取り扱いの変更はございませんので、ご注意願います。

3 開始時期

令和6年8月1日診療分

4 その他

今回送付しておりますフローチャートのデータのほか、今回の制度改正の詳細やマニュアル等につきまして、奈良県医療保険課ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.nara.jp/1646.htm>



奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課
医療費適正化・福祉医療係
TEL: 0742-27-8546(直通) FAX: 0742-27-0445
Mail: iryohoken@office.pref.nara.lg.jp

福祉医療費助成 現物給付対象拡大に伴う窓口での対応フローチャート

- 福祉医療の現物給付方式の対象者が拡大され、令和6年8月施術分より、18歳年度末までの方は全員、現物給付方式の対象となります。
- 今回の制度拡大により、小学生・中学生・高校生世代は従来の自動償還の受給資格証（白色or黄色）ではなく、現物給付の受給資格証を提示していただく必要があります。
- 窓口にて新しい受給資格証で対応していただくため、このフローチャートをご活用下さい。

通常償還方式・・・受給者は、施術所の窓口で医療保険の自己負担額を支払い、その後領収書を持って市役所（町村役場）の担当窓口で償還払いの手続きをしてもらう方式。
 自動償還方式・・・受給者は、施術所の窓口で医療保険の自己負担額を支払い、その後自己負担額から一部負担金を引いた金額が指定された口座へ自動的に入金される方式。
 現物給付方式・・・受給者が福祉医療費受給資格証を提示することにより、一部負担金のみを支払いで受診できる方式。

